

介護職員等処遇改善加算の算定に係る届出書類一覧(令和6年6月以降)

		別紙様式 2-1	別紙様式 2-2	別紙様式 2-3	別紙様式 2-4	別紙様式 4	別紙様式 5	別紙様式 6-1	別紙様式 6-2	別紙様式 7-1	介護給付 費算定に係 る体制等に 関する届出 書	介護給付 費算定に係 る体制等状 況一覧表
新たに 加算を算定 する介護職 員等処遇改 善	6月以降、新加算Ⅲ・ Ⅳを算定する場合(1 事業所のみ)						※2			○	○	○
	一括で申請する事業 所数が10以下の事業 者						※2	○	○		○	○
	上記以外の場合	○		○	○		※2			○	○	○
変更の 届出	算定する新加算等の 区分変更を行う場合	○	※1	○	○	○	※2					
	会社法の規定による吸 収合併、新設合併等によ り、「処遇改善計画書」 の作成単位が変更とな る場合	○				○	※2					
	複数の介護サービス事 業所等について一括して 申請を行う事業者におい て、当該申請に係る 介護サービス事業所等 に増減があった場合	○	※1	○	○	○	※2					
	キャリアパス要件Ⅰから Ⅲまでに係る適合状 況に変更があった場合 (加算区分の変更がある 場合に限る)	○	※1	○	○	○	※2				○	○
	キャリアパス要件Ⅴ(介 護福祉士の配置等要 件)に関する適合状況 に変更があり、算定する 加算の区分に変更が生 じる場合	○	※1	○	○	○	※2				○	○
	喀痰吸引を必要とする 利用者の割合について の要件等を満たせないこ とにより、入居継続支 援加算や日常生活継続支 援加算を算定できない 状況が常態化し、3か月 以上継続した場合	○	※1	○	○	○	※2				○	○

※1 年度当初から算定している場合に添付が必要

※2 事業の継続を図るために、職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く)を引き下げた上で、賃金改善を行う場合には、次の1～4までの事項を記載。

- 1 新加算等を算定している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る)についてサービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- 2 介護職員(その他の職種を賃金改善の対象としている介護サービス事業等については、その他の職種の職員も含む。以下同じ)の賃金水準引き下げの内容
- 3 当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み
- 4 介護職員の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等